平成25年度 第1回恵那市総合計画推進市民委員会次第

日 時 平成 25 年 7 月 30 日 (火)

午前9時30分~

場 所 恵那市消防防災センター

次 第

- 1 委嘱書の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 会長・副会長の互選、あいさつ
- 4 会議の公開、会議録の公表について(確認)
- 5 議 事
- (1) 恵那市総合計画について

資料 1 恵那市総合計画後期計画概要版

(2) 市民意識調査結果について

資料 2 平成 24 年度市民意識調査概要版

(3) 推進市民委員会による総合計画後期計画の進行管理について

資料3

(4)総合計画後期計画の達成状況と平成25年度主要事業について

資料 4 平成 25 年度版恵那市の経営・パワーポイント

(5)総合計画推進市民委員会部会について

資料5

- 6 全体会閉会
- 7 部会の開催(部会長・副部会長選出等)健康福祉・生活環境部会都市交流基盤・産業振興部会教育文化・市民参画部会

恵那市総合計画推進市民委員名簿

No.	氏 名	役職
1	阿部 道長	明智地域協議会長
2	有本 信昭	岐阜大学地域科学部教授
3	市川 美彦	大井地域協議会長
4	伊藤 保直	恵那市文化振興会長
5	大庭 勝徳	山岡地域協議会長
6	桂川 好已	上矢作地域協議会
7	亀井 邦子	公募委員
8	樹神和昭	長島地域協議会副会長
9	駒宮 博男	恵那市まちづくり市民協会長
10	近藤 良三	恵那市体育連盟会長
11	篠原 重遠	恵那市農業委員会長
12	須原 由里加	恵那暮らしサポートセンター
13	鷲見 則幸	中野方地域協議会
14	樋田 一成	笠置地域協議会副会長
15	永野 司	東野地域協議会副会長
16	野田 光子	公募委員
17	原田 弘子	恵那市PTA連合会母親委員長
18	平井 茂	飯地地域協議会
19	堀鑛	恵那市恵南商工会長
20	丸山 朝夫	明知鉄道株式会社専務・恵那市観光協 会副会長
21	三宅明	串原地域協議会長
22	三宅 毅明	三郷地域協議会会長
23	宮澤 博光	岩村地域協議会会長
24	宮地 政臣	恵那市社会福祉協議会長
25	村上 千枝子	公募委員
26	山田 基	恵那商工会議所会頭
27	山本 和男	恵那市民生委員児童委員協議会理事
28	吉村 将明	恵那青年会議所理事長
29	渡邉 鉦文	武並地域協議会副会長

市関係者名簿

No.	氏 名	所属及び役職	備考
1	可知 義明	市長	
2	大塩 康彦	副市長	
3	大畑 雅幸	教育長	
4	小嶋 初夫	総務部長	健康福祉生活環境
5	小栗 悟	企画部長	教育文化市民参画
6	纐纈 誉資年	市民福祉部長	健康福祉生活環境
7	鈴木 雅博	医療管理部長	健康福祉生活環境
8	安江 建樹	経済部長	都市交流基盤産業振興
9	安田 利弘	建設部長	都市交流基盤産業振興
10	遠藤 俊英	水道環境部長	健康福祉生活環境
11	西尾 昭治	会計管理者	教育文化市民参画
12	小林 規男	教育次長	教育文化市民参画
13	伊藤 勝彦	教育次長	教育文化市民参画
14	井上 源二	消防長	健康福祉生活環境
15	千藤 秀明	企画部次長	都市交流基盤産業振興
16	服藤 知晃	企画課経営管理係長	教育文化市民参画
17	橋本 孝純	企画課経営管理係主査	都市交流基盤産業振興
18	相村 一之	企画課経営管理係主査	健康福祉生活環境
19	佐古 裕介	企画課経営管理係	教育文化市民参画

○恵那市総合計画推進市民委員会設置要綱

平成20年8月8日告示第68号

恵那市総合計画推進市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵那市総合計画(以下「総合計画」という。)を市民との協働により実現するため、恵那市総合計画推進市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合計画の進行管理を行うとともに、基本計画の変更等重要な事項について市 長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、30名以内をもって組織し、委員は市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

(役員)

- 第5条 委員会に、会長及び副会長を各1名置く。
- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、委員長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(部会の設置)

第7条 総合計画の進行管理に関し、委員会に部会を設置することができる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。